

第4回宝塚市協働の指針策定委員会 会議録		
開催日時	平成 24 年 8 月 7 日(火) 18:30～20:30	
開催場所	宝塚市役所 3-3 会議室	
次 第	1 開会 [議 事] 議題1 ホームページ掲載用第3回策定委員会議事録について 議題2 宝塚市協働の指針(試案)について	
出席者	委員	久委員、田中委員、中野委員、細川委員、久米委員、松本委員、渡邊委員、檜垣委員、足立委員、西山委員、米谷委員、古村委員、佐藤委員、飯室委員、熊澤委員、森本委員
開催形態	公開(傍聴人3名)	

1 開 会

事務局から委員会の開会を宣言した。議事に先立ち、委員 17 名のうち欠席者は 1 名であり、委員会は成立していること、並びに傍聴希望者が 3 名おられることを報告した。

議 事

議題1 ホームページ掲載用第3回策定委員会議事録について

事務局から、ホームページに第3回委員会の議事内容を紹介する議事録の内容を委員各位にご確認いただきたい旨をお願いした。ご指摘いただいた修正を加えて、掲載することのご了承を得た。

- ・会議開催日の 7 月 25 日を 23 日に修正をお願いする。

議題2 宝塚市協働の指針(試案)について

会 長 これまでのご議論で、内容を根本的に組み替えた部分があるので、全体を見る必要があるが、前回のご意見を受けて追加された 2. (7) とまだ議論していない 3・4 をはじめに議論して、もう一度最初に戻ることとする。

(1) 試案の説明

事務局から、前日に送付させていただいた試案のうち、2. (7) 以降の説明を行った。

- ・協働の「担い手を送り出す社会環境づくり」は、協働の主体で整理した 4 つの主体をふまえての立場から柱建てをした。「〇〇も協働」という言い切り型で整理した。
- ・前回「担い手」としていた表題を「協働の主体」と置き換えた。各主体の特性部分のみの文章とした。当事者団体、事業者、行政の項目を追加した。
- ・「協働の現状と課題」「協働の推進方策」を 2 章建てにしていたが、それを「協働の課題と推進方策」として 1 つにまとめて記載した。具体的な協働に至る前のこと、協働を進める段階と行政における協働の仕組みの 3 つに項目分けて課題と方策を整理した。プロセスを図式化

したものは、こちらに掲載することとした。

(2)意見交換

担い手を送り出す社会環境づくり

- 委員 方策は、具体的にどうするのかイメージできないものが多い。ここまで詳しく言及をする必要はあるのか。
- 会長 記載すべき内容は、「このようなことを注意しないといけない」という心構え的なものだと思う。必ずしも具体的な方策がイメージできなくてもよいのではないか。
- 委員 後方支援が必要だと言うのはわかるが、これも協働だということにするのかを議論しなければならぬ。背景にこのような問題があるということはある。
- 委員 掲載されている内容のようなことも重視してくれるというのは、協働をしていこうとするものにとっては、非常に嬉しいことだ。
- 会長 この項については、「削る」「残す」「無くす」と選択肢がいろいろでているので、もう少しご議論いただきたい。
- 委員 協働の仕組みを書いているのではなく、協働の背景のことを記載していると思うが、協働を重視しているということが読み取れる。
- 委員 そもそも協働の定義に当てはまることか。
- 委員 例えば、市内の各企業にも、従業員に地域でボランティアに行くことを取り組んでもらうことは大切な事だと思うが、言いきっていることに違和感がある。
- 会長 環境づくりとして、26頁以降に回すこともできる。
- 委員 どのような形で、どこに盛り込んでいくかはさらに検討していただけるとありがたい。内容については、「ボランティア」という言葉が使われているが、ここでは無報酬のことを指しているように思う。「ボランティア」とは自発的なことが本来の意味だが、協働の役割は全部を「ボランティア」で担うわけではない。その点を検討すべきだ。
- 会長 わが国では、「ボランティア」に無償性がつきまとうのは仕方がないが、言葉の使い方として「ボランティア」「ボランティア活動」の言い方があるので、事務局には再整理をお願いしたい。整理する場所として、4章に回してはどうか。
- 委員 「宝塚市」という言い方があるが、これは場所を指しているのか、市役所のことか。
- 委員 担い手として「働く」は「活動する」とすべきだ。時々、話し言葉がでてくるが、トーンを揃えた方がよい。
- 委員 「寄付や募金も協働」とあるが、寄付や募金などはいろいろやっていて、それらすべてが協働ということになる。
- 委員 協働を支援することにつながりますという表現ならよいのではないか。「何と関わってあげたい」は、「支援したい」という表現がよい。
- 委員 お金を出した人は参加しただけだ。「協働」という文言がはずれば、内容はよい。
- 会長 東日本大震災でも多額の資金が集まったので、それも重要なことだということを示せるようにする。

協働の主体の特性

- 委員 なぜこの区分けになるのか。地域団体、市民活動団体が無い。この違いは記載する必要はないのか。ボランティア団体が「法による制約はうけない」というのは、NPO法のような団体に関連する法律の制限を受けないという意味だと思うが、一般法の制限は受ける。「行政」で「年度途中で取り組むことができません」とあるが補正予算を組めばできる。
- 委員 細かく上げればあげるほど、抜けていると言われてしまう。PTAも協働の主体としては重要だ。大括りにして記載してはどうか。
- 委員 民生委員など公的な役割を担っている人は協働でも重要な役割を果たしているが、ここに出てこない。PTAも地域ではいろいろな役割を担っているが、どこに入るのか。このような分類をしてしまったら、これ以外の団体が見えなくなる。表現を工夫すべきだ。まちづくり協議会の協働としては、行政との関わりが重要だがその記述がない。
- 委員 自治会に加入していない人には、ほとんど地域で発信している情報が入らない。自治会に入っていない人にどうしても知ってもらいたいことは、個人的にポスティングしている。このような人たちに、今のような内容を知らせても、理解してもらおうのが難しい。市民全体に何を伝えようとしているのか。市民に何も伝わらないのではないのか。
- 委員 協働の指針では、今の自治会やまち協のあり方を見直す必要があるのに、今の状態を書くのがよいのか。
- 委員 自治会も今のままでよいと思っていない。自治会連合会として事務局を立ち上げて、自主的に活動しようという方向には進んでいる。
- 会長 ここで記載すべきは、それぞれをどうするかではない。それぞれの特性を理解して、パートナーを選ぶ参考にしてもらうためである。そこを間違わないよう、各主体の特性がよくわかるよう手直しをしてもらおう。分け方としては、地域をベースにしているのか、テーマ型か、営利なのかというところで大きく分けてはどうか。特定の名称を出さなくても分けられるのではないのか。
- 委員 主体とその役割では、4つに分けているので、その程度でもよいだろう。
- 委員 活動の範囲とテーマで分けたらよいだろう。
- 会長 地域の中で、営利で活動するコミュニティ・ビジネスも出てきている。細かく分けると、これがないということになるので、あくまでも大括りして記載する方針で、見直してもらおう。
- 委員 16 ページでは、「的確なパートナーを選ぶことが大切です」となっている。私は、まち協等が行政と協働することが「協働」だと考えていたが、団体同士が協働することもあるということになっている。
- 会長 市民同士の協働も含めるということは、この委員会で初めに確認したことだ。行政がパートナーを選ぶ時も、市民がパートナーを選ぶ時も、それぞれの特性を踏まえておく必要がある。第5次総合計画の中で位置付けられている指針は市民と行政の協働であったが、指針では、市民同士の協働も含めている。
- 委員 市民力をいかに強めて行くかということが協働のベースとなる。問題は、市民の力をど

ここまでアップしていけるかだ。行政からお金をだしてもらえるのなら、いただこうと思うが、実際には市民力だけでもやらないといけない。

会長 これまでの議論も、協働を広くとらえていこうということだった。ある自治体の会議の中で、市民力でやっている「市民活動」に行政が参加してもらうことということではないかという人がいた。

委員 12 頁に掲載されている長い四角は、公共の領域を示しているが、市民の領域に市民だけがする公共の事業がある。少しだけ、市民同士の領域があるはずだ。市民同士の協働についても前文の中に記載してはどうか。

4. 協働の課題と推進方策

委員 18 頁の上の 3 行の説明はなくてもよい。全体として、どの部分が協働かわかりにくい。また主体がない。

会長 主体を中心にしてではなく、協働のプロセスを書いているので、あえて主体を外しているのではないか。タイトルを変えればよいだろう。

委員 PDCA のことなのだろうが、「思いの共有」「多様な意見の集約」になると主観的で、語られていることが事実かどうかがあいまいだ。課題などは、共有できるだけの認識を持たせてくれる分析がないと共有できない。事実をきちんととらえて共有していくべきだと思っている。例えば、ワークショップは主観的な意見を集めたものだけだ。それだけでよいのか。それだけでは、事実を整理することすらできないのではないか。

委員 ここでは、PDCA を説明しただけのことだ。声を出さない人のことも課題としていくべきではないか。状況確認などを含めた図がよいかもしれない。

会長 図はわかりやすさを求めて描くが、それがかえってわかりにくくさせることもある。ある程度図を説明するものもいるのではないか。

委員 たとえばこの図の後に、ワークショップで意見を聴取したということを書くということか。

委員 語られた意見の背景をみないといけないということをお願いだけだ。

会長 今の議論は、意思決定や合意形成をどれだけ重要視するのかということではないかと思う。私たちがやっている行動や活動は、必ずしも明確な意思決定を経て行っているわけではない。「分析型・意思決定型」のものと、「発想型・わきあいあい型」の両者を取り上げるようにしてはどうか。例えば、家庭の中でも晩御飯の献立を家族会議で決めるところはない。そのようなことは、あうんの呼吸でまわしている。一方で、厳格な意思決定をしていることもあるということだ。

委員 確かにきちんとしておかなければならない部分と、あうんでやる部分の両方がある。これをどう整理するのかは工夫が必要となる。

市民主体のまちづくりの推進

委員 私の意見は、この部分はいらないのではないかということだ。第 5 次総合計画に具体的にいろいろ書いてある。指針はそれを具体的に実現の方法論を示すことが必要。指針で

これを記載する必要はないのではないか。第5次総計には担い手などの広報なども書いてある。もし書くなら全部書くべき。

会長 この章は必要ではないというご意見がでている。

委員 私はむしろ、行政の事業の仕分けは、行政がするのではなく、市民が参画して実現するということが必要だと思う。

委員 前回の足立さんの指摘の中で、「市民ができないことはない」という発言は感動した。そのような市民力をどう指針の中で引き出すことができるのか、ということが指針の役割だ。

委員 この策定委員会に、行政も事業者も参加すべきだと言ったが、行政がそこに踏み込めなかった。推進方策も同じで、こちらの意見として踏み込んだものを記載すべきだと思う。

会長 第5次総合計画との違いを意識して書くなら、第6次あるいは第7次総合計画でも必要となる常に意識すべき大方針をざっくりと記載しておくということになるだろう。方策を記述するなら詳しく書くべきだろう。両方あるだろう。

委員 21 ページ「経営基盤の充実」で、・・・「資金調達力の向上」とともに行政による経営基盤強化の支援が、総合計画の71 頁に記載されているので、それを盛り込んでほしい。

会長 行政が独占している公共分野の業務をアウトソーシングせよということだ。

委員 経営基盤というより、自主財源、運営基盤ということではないか。

会長 協働が進んでいる千葉県我孫子市では、行政が行っている事業は、基本的に外部化することになっている。行政がしている仕事は、何故行政がやらなければならないかを説明させている。全く発想が逆になっている。

委員 今までの常識を破壊していかなくてはならないと思っている。ありきたりの事では、何もよくなる。つぶさないと前に行かない。つぶすには市民力が必要で、市民力を高めるには底上げが必要だと言う発想でやっている。

委員 地域主権大綱で言っていることは、主体的・自立的に行動するだけでなく、行動と選択したことに責任を負うところまでいって、市民主体となるということだ。ここでも、市民がやったことに責任をとるということを書かないといけない。

会長 タイトルにはでているが、市民主体とは何かという説明をしていないという指摘だ。楽しくやる部分と重たい部分の2つがあることを前振りで整理しておく必要がある。やったことに責任をとるということだけだと重たい。

委員 あまり責任をもってやれ、と言うとみんなでやれなくなる。

委員 これまで市民は8割がた行政がやらないと責めていたが、それは市民もやらなかったことでもあると思う。プランから評価まで一緒に参画するなら責任はイーブンだということを書かないといけない。まして市民同士なら責任も分かち合うことになるだろう。

委員 根本的に仕組みを変えて行かないといけないということを前提に指針をつくっていかないといけない。今をベースにすると、整理できない。言いきるところは言いきって、わかりやすくする必要があったと思った。曖昧に優しく表現しているところを明確な方向性にする必要があると思う。

会長 方向性が明確になると、その場その場で目的に応じて、適切な協働が生まれると思うが、

基本的な方向性は明確になっていないと、混乱が生じる。まずは、当たり前を疑うこと、基本的なことを問いなおすことから協働を始めることが必要であり、どのような方向性を見出していくかを明確にするべきで。

協働のまちづくりの推進

- 委員 「信頼関係の構築」には、3つの内容が書かれている。もう少し細かくできるのではないかと。協働についての理解として、PR方法を1番にして、2番目に信頼関係の構築へと続ける。3番目に「課題の共有」と「多様な主体間の連携の促進」のところにも、情報の集約という項目が入っていたりするので、重なる内容がある。一緒にして、再整理してはどうか。24P「協働による計画づくりの場の創出」とは、何を想定しているのか。
- 会長 市民同士が協働する場合に、行政が支援するということか。
- 委員 22頁以降は主語がない。誰がするのか。
- 委員 市民が読んでわかりやすいように整理したい。
- 会長 通しで見ないといけないだろう。括り方やタイトルについて他にご意見はないか。
- 委員 もう少し整理できるのではないかと。
- 委員 書くのであれば、第5次総合計画との整合性を図るべきだ。

行政における協働の仕組みの充実

- 委員 行政についていえば、協働の理解が十分でない、体制がない、情報が整っていないということが問題だ。これを踏まえて、推進方策を書かれた方がよい。何故行政がしなければならないかを盛り込んでほしい。現状での事業委託は、経費削減が大きな目的となっているが、協働の場合は、経費削減が目的ではなく、場合によってはサービス向上のために経費がかかってしまうし、手間もかかることがあるという文言も入れてはどうか。強い必要性を記述したい。
- 委員 22頁は、課題があって推進方策が課題の解決方策とあるが、具体的にどうしたらよいかかわからないようになっている。
- 会長 第5次総合計画との書き分けをするなら、もう一つ引き上げる必要がある。
- 委員 ここだけ行政言葉になっていて、私たちが作っていることになっていない。行政がやることを決めていることが盛り込まれている。ここに盛り込むべきことは、協働事業を協働で進めるためにはどうしたらよいかということを示せばよいのではないかと。行政はこうしてね、ということだけを書けばよいということではない。行政は自分がやるということを書いていると思う。
- 会長 ここは自分のことなので、書きやすかったと思う。行政職員が書くとその書き方になるので、市民委員も加えて、書き換えてはどうかと思う。これについてはのちほど、再提案する。
- 委員 協働の指針の基本に戻った時、手段と目的がごっちゃになっている感がある。協働の指針に基づいて記載して、まちづくりを強調しない方がよいのではないかと。今までは前提も書いていたが、まとめの部分にしてしまっただけではどうか。広がり過ぎている様に思う。

- 会 長 第5次総合計画やその他の事業計画には具体的なことが記載されているので、それがどうしてそうなるの、という基本姿勢や方向性を書いておくということが必要だということだ。今の記述は、どちらでもない中途半端なものになっている。
- 委 員 まちづくり条例も自治基本条例もない自治体は、まちづくり全体を記載していると思うが、宝塚市はいろいろやってきているので、そのようなところとは状況が違う。書くことを絞った方がわかりやすい。
- 会 長 宝塚市は仕組みや枠組みをしっかりとつくって、やっている自治体だ。自治体によっては、実践してみて実態をつくり、それに合わせて枠組みをつくらうというところもある。大きな枠や方向性は、条例で定められているので、それを意識しておく必要がある。
- 委 員 先進的に見えるが実態がないところを何とかすべきだと常に思っている。概念論ではいけない。
- 会 長 実態がないとやりやすいが、実態もある。整合性をとっていかなければならないので、頭を悩ませることがある。枠とやっていることが合っているのかという確認が必要になる。
- 委 員 実態の確認がどこでもできていないということだろう。
- 委 員 昭和62年の報告書は、実に生き生きしたものである。それは今でも通用する部分がある。逆に言えば、そこから全然進んでいないということだろう。豊中市では、条例はすべて3年～5年で見直しをするという見直し条項を入れている。宝塚市は見直し条項がないので、見直しをしない。協働の指針では、見直しをするということを入れてはどうか。
- 会 長 ある自治体では、指針として大きな方向性は間違っていないので、行くべき方向に行っているかを点検するという文言にしたことがある。指針ができて、そのステップとして、点検・評価が必要だ。それを特出ししておく。尼崎市では、毎年点検をしている。担当課がうまく説明しきれないのが、「行政だけでする場合と行政と市民が協働でした場合とでは何が違うのか」という点だ。指針に基づいて、この部分を活用して進めますということ点を点検できると指針が生きてくる。

序～2

- 会 長 本日の議論で、序～2も再度書き直しが必要となったが、何かおさえておくべきことはないか。
- 委 員 序で「市民のために」という部分が削除されたのは何故か。協働に限るとあるが、前回の話し合いで、協働と参画でいくことになったのではないのか。協働に欠かせないのは参画の方で、参加は関係ない。参画についても、企画立案から実行評価までが参画の範疇ではないのか。定義の仕方が部分的だ。前回資料では参画を含めて協働としていたが、参画をはずしてしまっているのはどうしてか。
- 会 長 参画と協働という話は微妙に違う。「参画」は、ある主体に関わるという意味合いがあるが、「協働」は対等な立場での関係が前提となる。それを合わせて議論すると、混乱するので、今回は協働のみとすることにしたのが、事務局案である。そうすると事務局として、「参画の指針」についてはどうするつもりか。

事務局 協働の定義で、参加と参画の意味を参考として入れさせていただいた。参画の指針については今のところ考えていない。

委員 第5次総合計画では「参画」という言葉もいっぱい使われている。だから「協働の指針づくり」というのは、「参画と協働」の両者を意味していたのではないのか。限定するならば、それでもよいが、いずれにしても条例や計画をすべて見直さないといけない。

会長 総合計画で位置付けされているのなら、それに合わせないといけない。協働と参画は平行に表現されているので、含むとはできない。総合計画を作った時にどう考えていたのかを説明してもらわないとわからない。

今後の進め方

会長 今までは行政が事務局となって文案をつくってもらってきたが、委員のみなさんでも一緒に文章づくりをしてもらえるのなら、小委員会をつくりたいが、いかがか。

委員全員 異論なし。

会長 委員はどう選ぶか。やってもよいという方はいらっしゃいますか。

(4委員が挙手)

会長 4委員にこのようなことを盛り込んでほしいということは他にないか。

委員 私たちの会のメンバーは、みんなの生活が少しでもよくなるために、少しでもお役に立てばという気持ちで活動に参加している。市や県からの依頼にも応えている。また、自分たちでもやれることをしようとしているが、少し力がなくて、市にお願いしたら、支援してもらえて、実現できたということがある。私個人でいえば、農地などの土地利用について気になる。行政が一方的に押し付けていると言われているが、少しでも役に立てればと協力している者がいるということを理解していただきたい。

会長 あるところでも、「自立や責任と言われると動きづらくなるが、自分たちがやりたいことをやればよいと思ってやっている」と言われた方がいた。しっかり決めて実施することと、マイペースにやれることをやるという両輪をしっかり書くという方針でいこう。

委員 市民の安全が第一でないと、高尚なことを書いてもだめだということで、今回、思いを文章として提出した。いろいろな天災が起こっているが、この対応を市民は行政任せにしているよいかと思っている。「災害発生時の共助活動」は文言だけでなく、具体的なことを考えて行くべきだ。そのようなことも市民委員に考えていただければと思う。

委員 宝塚市開発まちづくり条例がつくられたが、協働という考えがそこにはない。法律に基づく手続きが行政の仕事となっている。宝塚市は傾斜地が多いのに、雨については100ミリ雨量を基準にすべきと言ってきているが、50ミリのままだ。統一基準で対応している。このような条例をどう運用するか、市民がどう利用するか、が問題だ。

委員 これが協働でできるのかどうかわからないが、生命の安全が第一に守られないといけないと常に思っている。民生委員制度90周年事業で、「災害時一人も見逃さない運動」に取り組もうとしているが、個人情報などの兼ね合いで手上げ方式となっており、大変難しい。コミュニティでの取り組みも進んでいない。

会長 阪神間で協働を言いだしたきっかけは、阪神淡路大震災であった。今回の東日本大震災

でも協働の必要性が再確認された。具体的なことも踏まえて、書いていくことができればと思う。

委員 コミュニティの事業で「くらしの安心ガイドブック」を作成する際に、作成担当委員に以前に市が作成して市民に全戸配布した「洪水避難地図」の事をたずねたら、「知らない」「捨てた」という人がほとんどだった。大震災から15年当時の、市民の防災意識はその程度である。「くらしの安心ガイドブック」は、自治会の方と民生委員が校区内の全戸を個別訪問して、手渡しで配布した。いろいろなことを伝えようとしたら、郵便ポストに入れるだけでは伝わらない。

委員 市民主体も必要だが、補完性の原理は行政が一定の責任を果たす部分がないとまずい。行政にしかできないこともある。協働の場づくりなどは、地域福祉計画にかなり書きこまれているので、それも見ておいてほしい。

会長 男女共同参画センターの指定管理をしていると、行政職員しか踏み込んではいけない領域があることがよくわかる。行政権限に基づく業務の仕分けがある。

委員 DVも協働できる部分はあると思うが、できない部分も大きい。

委員 これまでは民地には行政が入らないが前提だったが、DVなどについては、逆に行政だから踏み込むことができる。

委員 知らせるということについては市民の問題だが、踏み込むのは行政の役割だ。

会長 権限のあるところでないとできないこともある。

委員 協働の担い手の市民をネットワークする取り組みを行っているが、情報共有していくためには、情報発信が必要で、それがないと協働が進まない。

委員 協働の進行状況を管理する第三者組織が必要だ。その際には、民と民の協働も範囲に入れるということを提案してもよいのではないか。

会長 これから書きぶりも変えるので、ご意見は、事務局に出しておいていただきたい。

事務局 4名の方と開催日程を調整させていただく。次回は9月7日で調整済みだが、その次の日程は、次回の進行状態をみて調整させていただきたいがよいか。

委員全員 了解。